

令和2年7月27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」
の改訂について

平素は、本会事業の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記事務連絡つきまして、このたび別添の通り、日本医師会から通知がありました。

同通知は、国立感染症研究所作成「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」が改訂されたことを情報提供するものです。

主な改訂内容は下記のとおりであり、令和2年7月17日より下記に基づく検査が可能とのことです。

貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1. 無症状の患者の唾液での検査が可能であること。
2. 鼻腔ぬぐい液でのPCR検査に係る情報（医師等の監視の下で自己採取する鼻腔（前鼻孔）ぬぐい液でも可能であること等）が追記されたこと。

【参考：日本医師会HP】

○https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）
地域医療2課（TEL:06-6763-7002）
総務課（TEL:06-6763-7000）